

世田谷ナンバーが導入されたら

Q 世田谷ナンバーになる自動車は？

A 世田谷区に使用の本拠の位置を置く自動車(軽自動車を含む)及び排気量 126cc 以上の自動二輪車(個人：実際に居住しているところ 法人：事業所等の活動実態があるところ)

Q 世田谷ナンバーになるのはどんな時？

A 平成 26年11月17日以降に登録される、世田谷区に使用の本拠の位置を置く自動車は、すべて「世田谷ナンバー」になります。

例えば、

1. 新車や中古車を購入し、世田谷区で新規に自動車の登録をする場合。
2. 引越しなどにより、世田谷区外から区内に自動車の所在地を変更する場合、区外在住の人から世田谷区在住の人が車を譲り受けた場合。
3. 「世田谷ナンバー」への変更を希望する場合。など

※ 使用の本拠の位置が世田谷区から他地域に変更となった場合は、世田谷ナンバーから他地域のナンバーに変わります。(世田谷区外に引越した場合など)

Q 現在付いている品川ナンバーは世田谷ナンバーに変わりますか？

A 上記の様な手続きが発生しなければ、現在の「品川ナンバー」はそのままご使用頂けます。

Q 希望により世田谷ナンバーに変更できますか？

A 有料にて「世田谷ナンバー」に変更できます。
手続きの窓口は、軽自動車(排気量 660cc 以下)については軽自動車検査協会東京主管事務所、軽自動車以外の自動車については東京運輸支局となります。

【参考】手数料：自動車 1,460 円 軽自動車 1,470 円

※上記金額は、平成 26 年 5 月 22 日現在のナンバープレート代(ペイント式)と申請書代の合計金額。

※大型や字光式、二輪車の手数料については、区のホームページをご覧ください。

また、行政書士による代行手続き(出張封印)も可能です。この場合、別途代行手数料がかかりますので、詳しくは東京都行政書士会世田谷支部(03-5799-7457)へお問い合わせください。

Q 世田谷ナンバーと品川ナンバーは選べますか？

A 平成 26年11月17日以降に交付される新たなナンバープレートは、「世田谷ナンバー」のみとなります。

世田谷ナンバーについて

世田谷区産業政策部商業課 (世田谷区太子堂 2-16-7)

電話：03-3411-6644 FAX：03-3411-6635

URL：http://www.city.setagaya.lg.jp/2015/2019/d00130106.html

世田谷ナンバー登録等申請手続き

【軽自動車以外の自動車について】

関東運輸局東京運輸支局(品川区東大井 1-12-17) 電話：050-5540-2030 (ヘルプデスク)

URL：https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/touroku/index.html

【軽自動車(排気量 660cc 以下)について】

軽自動車検査協会東京主管事務所(港区港南 3-3-7) 電話：050-3816-3100 (コールセンター)

URL：http://www.keikenkyo.or.jp

